

弥富市総合計画審議会運営要領

(趣旨)

第1条 弥富市総合計画審議会条例(昭和52年条例第23号)第1条の規定に基づき、弥富市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び職務代理者の互選)

第2条 会長及び職務代理者の互選は、単記無記名の投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。この場合において、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじによって当選人を定める。

2 前項の規定にかかわらず、委員中に異議のないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長及び委員の退職)

第3条 会長が退職しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、会長を経てその旨を市長に申し出なければならない。

(審議会の招集等)

第4条 会長は、審議会を招集する場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

(欠席の申出)

第5条 委員は、審議会に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の議長)

第6条 審議会の議長は、会長をもって充てる。

2 議長は、委員として議決に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第7条 会議は原則公開とする。公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる可能性がある場合は、審議会において公開、非公開を決定する。

2 会議録は委員名なしの要約表記とし、原則公開とする。

3 会議資料は原則公開とし、委員名簿については、名前、所属、役職は公開とし、公開することにより支障が出るおそれのある場合は、審議会において公開、非公開を決定する。

(市職員の出席)

第8条 市長その他関係のある市の職員は、審議会に出席して発言することができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の事務処理は、総務部企画政策課において行う。

(会議録)

第10条 審議会は、会議録を備えておかなければならない。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 委員等の出席及び欠席の状況
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の経過の要点
- (5) その他議長において必要と認めた事項

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。